



期限後申告のペナルティについて

第271回

遠藤さん：みらい先生、こんにちは。

みらい：こんにちは、遠藤さん。お久しぶりです。昨年2月から2年間の予定でマレーシア現地法人に転勤されていると聞いています。

遠藤さん：はい、コロナの影響で出入国が難しかったのですが、年末年始休暇でやっと一時的に日本へ帰国しています。実は今年の転勤前に父から譲り受けた土地を売却していました。一時帰国中に申告書を準備して、妻に提出してもらおうと思います。確定申告の申告期限は3月15日でしたよね。

みらい：そうですね。大変でしたね。ところで遠藤さんは出国前に納税管理人の届出をしていますか？

遠藤さん：納税管理人の届出ですか？特に何もしていません。

みらい：海外に転勤される方が出国前に納税管理人の届出をしていたら申告期限は翌年2月1日から3月15日です。納税管理人の届出をしていない場合は今年の出国日2月6日が申告期限だったので、これから申告すると期限後申告になります。

遠藤さん：そうなんです、知りませんでした。期限後申告の場合ペナルティはありますか？

みらい：はい、申告と納付が遅れた「ペナルティ」として「無申告加算税」と、法定申告期限の翌日から納付日までの期間に応じた「延滞税」を納付しなければなりません。「無申告加算税」は、原則として、納付すべき税額に対して50万円までは「15%」、50万円を超える部分は「20%」の割合を乗じて計算します。ただし、遠藤さんが税務署の調査などの通知を受ける前に自主的に申告した場合、「5%」に軽減されます。「延滞税」は納付額に対して、申告期限の翌日から納付する日までの日数に応じて令和2年は「年2.6%」、令和3年は「2.5%」(注)が課されます。遠藤さんが本日納付した場合、出国日から納付日間に応じて課され

ます。今回の申告により納付する税額はいくらですか？

遠藤さん：約200万円です。

みらい：200万円だとすると、無申告加算税は200万の5%、10万円が課されます。延滞税は期間に応じて課されますが、仮に1月中に納付した場合には5万円前後になります。

遠藤さん：合計で15万円位ですか。結構な金額になりますね。届出を提出していれば良かったです。

みらい：因みに、今回提出する確定申告書にはどこの住所を記載しましたか？

遠藤さん：日本の住所を記載しました。

みらい：遠藤さんは1年以上出国していますので、マレーシアの住所で記載してください。

遠藤さん：そうなんです。修正してから提出致します。色々ありがとうございました。

(注)延滞税の割合は、法定申告期限の翌日から2か月間は「年7.3%」と「日本銀行が定める基準割合+1%」のいずれか低いものになります。令和2年1月1日から12月31日は「2.6%」、令和3年1月1日から12月31日は「2.5%」になります。

< 筆者紹介 >

みらいコンサルティンググループ

(本社：東京都中央区・国内9拠点)

現地法人：中国(北京・上海・深セン)・マレーシア(KL)・ベトナム(ホーチミン)・シンガポール・タイ(バンコク)

JapanDesk：米国(LA)・中国(大連)・台湾・香港・ミャンマー・フィリピン・カンボジア・インドネシア

URL：http://www.miraic.jp/